

(様式2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 <u>子育て政策課</u>	No. 6
許認可等の内容		小児医療助成費の支給	
根拠法令及び条項		小田原市小児医療費助成条例（以下「条例」という。）第6条第2項及び第3項	
審 査 基 準	関係条項	小田原市小児医療費助成条例施行規則第11条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>「小児医療費助成に係る医療証の交付」の審査基準を満たし、かつ、次の事由に該当すると認めるときは、小児医療助成費を支給する。</p> <p>(1) 市長が必要があると認めるとき</p> <p>(2) 対象者(条例第3条第1項の対象者をいう。)が保険医療機関等に自己負担額を支払ったとき</p> <p>なお、「市長が必要があると認めるとき」とは、次の場合を指す。</p> <p>(1) 医療保険各法の規定により保険給付が現金給付(療養費)となっているとき。</p> <p>(2) 緊急その他やむを得ない理由で、病院等の窓口に医療証を提示しないで受診したとき。</p> <p>(3) 県外の病院等この医療制度を取り扱わない病院等で受診したとき。</p> <p>(裏面に続く)</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数2か月(休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	(4) 小児が県外の国民健康保険組合（全国建設工事業国民健康保険組合及び全国土木建築国民健康保険組合を除く。）の加入者であるとき。
------------------	--------	---